

利用規則・宿泊約款

ご利用規則

当館の公共性と安全性を確保するため、当館をご利用のお客様には宿泊約款 第9条に基づき下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。

この規則で定められた事項をお守りいただけないときは、宿泊約款 第6条により宿泊の継続をお断りさせていただくことがあります。

(記)

1. ご到着後、非常口を必ずお確かめください。
 2. 客室内では火災の原因となるような熱を発する器具等のご使用にならないでください
 3. 次のようなものは、他のお客様の迷惑となるおそれがございますので持ち込みをご遠慮ください
 - ①ペット類(盲導犬、聴導犬、介助犬)は除く
但し、指定したエリアにおいては犬の同伴を許可します。
 - ②悪臭を発するもの。
 - ③常識的な大きさや、量を超える物品。
 - ④火薬や揮発油など発火性或いは引火性が有るもの。
 - ⑤法律により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、薬物類。
 4. 公園内は全面禁煙につき、火気などは持ち込まないでください。
 5. 高声放歌や喧嘩など、他のお客様に嫌悪感を与えたり、迷惑をかける行為はなさないで下さい。
 6. 滞在中の現金、貴重品類はご自分の責任で管理して下さい。万一、客室内での紛失・盗難事故等が発生した場合、当館では一切の責任は負いかねます。
各客室及びロッジに備え付けの金庫をご利用ください。外出時または入浴時、客室およびロッジの鍵は当館窓口にお預けください。
 7. 不可抗力以外の理由により建造物、備品、物品等を破損もしくは紛失された場合は、相当額の弁償を頂く事がございます。
 8. 賭博その他公序良俗を乱す行為はなさないで下さい。
 9. お忘れ物、落とし物の保管期間は、特に指定のない限り発見日より1か月(食品は3日)とさせていただきます、なお、所有者が判明したときは当館は当該所有者に連絡をするものとします。
 10. チェックイン：和室・ロッジとも16時から
 11. チェックアウト：10時まで
- お風呂利用時間：16時から22時30分まで
門限(宿泊施設)：22時30分にふるさと館前の駐車場を閉門します。
※外出される場合、ふるさと館窓口まで連絡をお願いします。

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びそれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または、一般的に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が法令及び慣習には反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申込み

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- ① 宿泊者名、利用人数
 - ② 宿泊希望施設
 - ③ 宿泊日、到着予定時間
 - ④ 宿泊者の氏名、年齢、性別および住所、連絡先電話番号
 - ⑤ そのほか、当館が必要と認める事項

宿泊契約の成立

- 第3条 宿泊契約は当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、その限りでは有りません。

宿泊契約締結の拒否

- 第4条 当館は次の掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事が有ります。
- ① 宿泊の申込みが、この約款によらない場合
 - ② 満室により客室の余裕がない場合
 - ③ 宿泊しようとするものが宿泊に関し法令の規定、公序良俗に反する恐れがあると認められた場合
 - ④ 宿泊しようとする者が、伝染病で有ると明らかに認められた場合
 - ⑤ 宿泊しようとする者が、または合理的な範囲を超える負担を請求した場合
 - ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合
 - ⑦ 宿泊しようとする者が暴力団、暴力員、暴力団関係企業、団体その関係者その他班社会勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）である場合
 - ⑧ 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ⑨ 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がある場合
 - ⑩ 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行動をした場合
 - ⑪ 滋賀県旅館の衛生措置の基準等に関する条例第7条の規定する場合に該当する場合

宿泊客の契約解除

第5条 宿泊者は当園に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は宿泊客が連絡なしで宿泊日当日の20時（予め到着時間を明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときはその宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理する事が有ります。

当館の契約解除権

第6条 宿泊者が次に掲げる事由に該当する場合は宿泊契約を解除することがあります。

- ① 法令の規定、公序良俗に反する行為をするおしれが有ると認められた場合
- ② 伝染病であると明らかに認められた場合
- ③ 当館もしくはその従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を請求した場合
- ④ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合
- ⑤ 泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがある場合
- ⑥ 他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑦ 暴力団等反社会勢力である場合
- ⑧ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- ⑨ 法人でその役員の内暴力団に該当する者のあるものである場合

宿泊の登録

第7条 宿泊客は宿泊日当日に当館窓口において次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊者の氏名、年齢、性別および住所
- ② 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日
- ③ 出発日および出発予定時間
- ④ その他、当館が必要と認める事項

客室の利用料金と時間

第8条 客室の宿泊利用は宿泊営業日の16時から翌日の10時までです。ただし、連続して宿泊する
場合においては、到着日および宿泊日を除き終日使用することができます。宿泊利用は一泊素
泊まりで、ふるさと館は1名、ロッジは1棟につき次に掲げる宿泊料金を申し受けます

ふるさと館1人一泊一室あたり（かっこ内割引適用時）

高校生以上：6,880円（4,590円）

65歳以上または高校生以上の障害者：3,270円（2,180円）

小中学生：4,570円（3,050円）

追加寝具代：2,200円

ロッジ1棟一泊あたり（定員4名）

27,120円（18,080円）

追加寝具代（1棟2組まで）：1組2,200円

宿泊利用前後の利用：1時間につき1,350円（900円）

但し、前後の宿泊、他の客室の宿泊状況において、利用いただけない場合もある。

※県内在住もしくは通勤、通学者に該当する方はかっこ内の割引料金を適用いたします。

※割引の適用を受ける際には、県内在住者もしくは通勤、通学者は確認できるものを、65歳以上の方は年齢がわかる公的証明書を、障がい者の方は障がい者手帳をそれぞれご提示ください。

※小学生未満のお子さまについては、寝具が不要の場合料金はかかりません。（寝具が必要な場合は、追加寝具代を申し受けます。

ふるさと館宿泊団体貸し切りプランでのご利用の場合は、下記の内容でご利用いただけます。

人数 定員23名様（5人用和室：2部屋、4人用和室：1部屋、3人用和室：3部屋）、

追加寝具1組2,200円で35名様までご利用いただけます。

貸切料金 95,000円

※利用時間 チェックイン16時 チェックアウト10時

※すでに他の方のご予約を承っている日については、貸切の利用はできません。

※団体でご利用であってもご予約時に団体貸し切りプランでの宿泊をお申し出頂かなかった場合は、通常の宿泊予約扱いとなり、他のお客様のご予約を受付けます。

※貸切利用頂けるのは、宿泊用和室の部分のみです。お風呂や食事スペースはロッジ宿泊者と共用となります。

※キャンセルの場合は、規定のキャンセル料を頂戴します。

2. ふるさと館客室の休憩利用は、休憩営業日の午前11時から午後3時までです。休憩利用は1回当たり、1名につき次に掲げる休憩料金を申し受けます、ただし、寝具を利用する場合は別途宿泊料金の追加寝具代がかかります。

ふるさと館1人2時間1室当たり（かっこ内県内割引）

高校生以上：900円（600円）

65歳以上または障害者：420円（280円）

小中学生：540円（360円）

小中学生障害者：250円（170円）

※65歳以上の方は年齢がわかる公的証明書、障害者の方は障害者手帳を提示した場合に、割引を適用します。県内に住所がある、または通勤・通学している方は、それが確認できるものを提示した場合に、県内割引を適用いたします。

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は当館内において、当館が定める利用規則を遵守していただきます。

営業時間

第10条 当館の主な施設等の営業時間は次の通りです。

- ① 門限（宿泊者） 22時30分（予め申し出がある場合は除きます）
- ② 浴場利用時間 16時から22時30分

料金の支払い

第11条 料金の支払いは通貨および指定のクレジットカード、電子マネーにより宿泊者が、宿泊当日の受付の際お支払いください。

- 2. 宿泊者が客室の使用を開始したのちに、任意に宿泊しなかった場合に宿泊料金は申し受けます。

当館の責任

第12条 当館は宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、又は、それらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を補償します。ただし、それは当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、その限りでは有りません。

駐車場の責任

第13条 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は一切責任を負いかねます。当館は場所をお貸しするものであって車両の責任を行うものではありません。

宿泊者の責任

第14条 宿泊客の故意または、過失により当館が損害を被った時は、当該宿泊者は当館に対してその賠償をして頂きます。

キャンセル料

第15条 宿泊客がその責めに帰すべきにより事由により宿泊契約を解除した場合下記に掲げるキャンセル料を申し受けます。宿泊者人数やロッジの頭数が減った場合にも、減少分をキャンセルとみなし、同様のキャンセル料がかかります。

連絡なしの不泊・・・宿泊料金の	100%
当日・・・宿泊料金の	80%
1営業日前・・・宿泊料金の	50%
2～3営業日前・・・宿泊料金の	20%
4営業日前まで・・・宿泊料金の	0%

寄託物の取り扱い

第 16 条 宿泊者が当館窓口にて預けた物品は滅失損壊等の損害が生じたときは、それが不可抗力で有る場合を除き、当館は、その損害を賠償します。なお、現金並びに貴重品は当館窓口でお預かりできません。

2. 宿泊客が、当館に持ち込みになった物品又は返金並びに貴重品で、当館窓口に預けなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、損壊等の損害が生じた時は当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客から予め種類及び価格の明告のなかったものについては、5万円を限度として当館はその損害を賠償します。

宿泊客の荷物携帯品の保管

第 17 条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、当館窓口においてチェックイン時にお渡しします。ただし、現金並びに貴重品はお預かりできません。

2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合で所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするものとします。

所有者が判明しない場合は利用規則、第9条の規定により処理させていただきます

近江富士花緑公園

指定管理者

近江富士 楽えんパートナーズ

2025年4月1日